

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景 p.1~5

- 地球温暖化の現状
 - ・上昇を続ける大気中の二酸化炭素濃度
 - ・顕在化する気候変動による影響
- 社会情勢の変化
 - ・地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定の発効(2016年)
 - ・パリ協定を踏まえた国の新たな削減目標、地球温暖化対策計画の決定
 - ・気候変動適応法の制定及び気候変動適応計画の閣議決定
 - ・最終到達点としての「脱炭素社会」に向けた取組の始動

策定の視点

- パリ協定後の国、東京都の削減目標を踏まえた、新たな目標を設定する
- SDGsへの貢献、最終到達点としての脱炭素社会を見据えた取組を推進する(再生可能エネルギーの利用拡大、省エネルギー化の促進、水素社会等)
- 気候変動による影響への対応(適応策)を進める
- 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量に占める割合の高い家庭、事業所(市役所を含む)における対策を推進する
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした経済・社会システムの変化、「新しい生活様式」を踏まえた対策を推進する

1.2 計画の概要 p.6~8

- 計画の目的
 - ・市の現状と地域特性を踏まえ、市民・市民団体・事業者・市が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことで、市域から排出される温室効果ガスを削減する
- 計画の位置付け
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)
 - ・調布市環境基本計画を上位計画とする地球温暖化分野の個別計画
- 計画期間
 - 令和3(2021)年度から
 - 令和12(2030)年度まで(10年間)
- 対象とする温室効果ガス
 - ・温対法が対象とする7物質
 - 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素
 - ・削減目標は、市民・事業者の行動が大きく関わる「二酸化炭素」を対象に設定

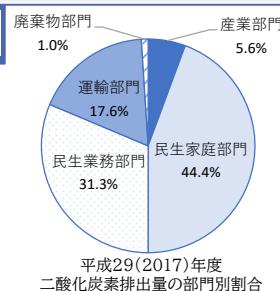
第2章 調布市の地域特性と温室効果ガス排出量の現状等

2.1 地域特性 p.9~13

- 人口は、令和10(2028)年に約242,000人でピークを迎えた後、減少に転じる見込み
- 金融業、医療・福祉・教育などのサービス業や、外食産業・情報通信産業で構成される第三次産業の比率が高く、製造業は縮小傾向

2.2 温室効果ガス排出量 p.14~18

- 市内の温室効果ガス排出量は、平成25(2013)年度以降減少傾向だが、平成29(2017)年に微増。
- 温室効果ガスのうち二酸化炭素(CO₂)が約91%を占める。
- 右図のうち、民生家庭部門、民生業務部門からの排出が約75%を占める。



2.3 これまでの取組 p.19~25

- 市民・事業者の省エネルギー行動促進、機器・設備の省エネルギー化
- 市役所における省エネ対策等

2.4 地域特性を踏まえた今後の課題 p.26~27

- 地球温暖化対策に関する国内外の動向への対応
- 家庭、事業所における地球温暖化対策の促進
- 環境に配慮したまちづくりの推進
- 市役所における率先した対策
- 気候変動による影響への適応策の推進
- 地球温暖化対策分野における市民・市民団体・事業者との協力・連携

第3章 計画の目標

3.1 めざす将来像 p.28

めざそう脱炭素のまち調布

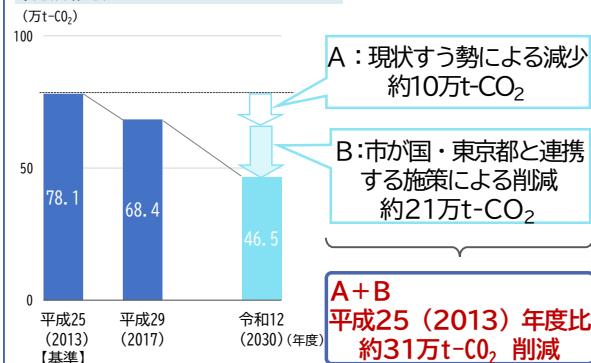
~ひとりひとりの“かしこい選択”がつくるわたしたちの暮らしと未来~

3.2 削減目標 p.29~34

中期目標

令和12(2030)年度に、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を平成25(2013)年度比40%削減することをめざします

削減見込み



※現状すう勢:追加的な温室効果ガス(二酸化炭素)削減対策を見込まないまま経過すること

長期目標

「2050年に温室効果ガス(二酸化炭素)の排出実質ゼロ※」をめざします

※排出実質ゼロ:二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

第4章 施策・取組

4.1 施策の体系 p.35 及び 4.2 施策・取組 p.36~55

施策	取組
施策1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及	1-1 家庭における脱炭素型ライフスタイルの普及 p.36~37
	1-2 事業所における脱炭素型ビジネススタイルの普及 p.38
	1-3 市の率先行動 p.39~40
	1-4 地球温暖化に関する環境学習の推進 p.41
施策2 再生可能エネルギー等の活用推進	2-1 再生可能エネルギーの利用促進 p.42
	2-2 次世代エネルギーに関する普及啓発 p.43
施策3 スマートシティの実現	3-1 スマートシティの推進 p.44~45
	3-2 環境に配慮した交通手段の利用促進 p.46
	3-3 緑の保全・創出による地球温暖化対策 p.47
施策4 循環型社会の形成	4-1 3Rの推進 p.48~49
	4-2 プラスチック対策 p.50
	4-3 食品ロス対策 p.51
施策5 気候変動への適応	5-1 地球温暖化及び気候変動に関する情報提供 p.52
	5-2 自然災害への対策 p.53~54
	5-3 暑熱対策の推進 p.55

それぞれ市・市民・事業者の取組を記載

第5章 計画の推進

5.1 推進体制 p.56

- ・上位計画である「調布市環境基本計画」の推進体制と連動を図りながら、各主体が連携し、パートナーシップを発揮しながら協働して取組を推進

5.2 進行管理 p.57

- ・調布市環境基本計画等と有機的な連動を図り、毎年度、評価を行い、環境年次報告書にて公表